

新潟市工事等成績評定評価委員会設置基準

(趣旨)

第1条 この設置基準は、新潟市工事成績評定実施要領第11条第2項及び新潟市設計等委託業務成績評定実施要領第11条第2項に規定する新潟市工事等成績評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次の事項について審議を行う。

- (1) 評定結果に係る説明請求に対する回答に関する事項
- (2) 工事及び委託業務の成績評定通知に関する事項
- (3) その他関連する事項

(評価委員会の設置)

第3条 評価委員会は、必要に応じて設置されるものとし、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 検査担当課長
- (2) 契約担当課長
- (3) 当該工事及び委託業務担当課長
- (4) 当該工事及び委託業務担当検査員

2 委員長は、検査担当課長があたる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(評価委員会の招集)

第4条 評価委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第5条 評価委員会に関する事務を行うために事務局を設ける。

2 事務局は、検査担当課に置く。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、検査担当課長が別に定める。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。